

# 古代と近代における文化の創造

## ―大伴家持の賀陸奥国出金詔書歌を軸に―

井上 さやか

### 一 はじめに

二〇一八年は大伴家持生誕一三〇〇年の年にあたり、各地で家持に関連する企画が実施された。当館では明治一五〇年を記念した行事も催すこととなり、古代と近代と現代とを往還しつつ考えるきっかけを得た。加えて一八五八年の日仏修好通商条約の締結から一六〇年目にもあたり、「ジャポニスム二〇一八」と銘打った日仏友好一六〇年記念事業も各地で展開されていた。

そこで本稿では、奇しくも最初に紹介された万葉歌がフランス語文献であり大伴家持の歌であった意義について、改めて考えてみたい。

### 二 「賀―歌」と題する「家持の創意」

本稿で取り上げる家持歌は次の長反歌である。

陸奥国より金を出せる詔書<sup>(1)</sup>を賀ける歌一首 并せて短歌

葦原の 瑞穂の国を 天降り 領らしめしける 皇御祖の 神の  
命の 御代重ね 天の日嗣と 領らし来る 君の御代御代 敷き  
ませる 四方の国には 山川を 広み厚みと 奉る 御調宝は 数  
へ得ず 尽しもかねつ 然れども わご大君の 諸人を 誘ひ給ひ  
善き事を 始め給ひて 黄金かも たしけくあらむと 思ほして  
下悩ますに 鶏が鳴く 東の国の 陸奥の 小田なる山に 黄金  
ありと 申し給へれ 御心を 明らめ給ひ 天地の 神相珍なひ  
皇御祖の 御霊助けて 遠き代に かかりし事を 朕が御代に 顕  
はしてあれば 食国は 栄えむものと 神ながら 思ほしめして  
物部の 八十伴の緒を 服従の 向けのまにまに 老人も 女（お  
みな） 童も 斯が願ふ 心足ひに 撫で給ひ 治め給へば 此をし  
も あやに貴み 嬉しけく いよよ思ひて 大伴の 遠つ神祖の  
その名をば 大来目主と 負ひ持ちて 仕へし官 海行かば 水浸  
く屍 山行かば 草生す屍 大君の 辺にこそ死なぬ 顧みは せ  
じと言立て 大夫の 清きその名を 古よ 今の現に 流さへる  
祖の子等そ 大伴と 佐伯の氏は 人の祖（おや）の 立つる言立  
て 人の子は 祖の名絶たず 大君に 奉仕ふものと 言ひ継げる  
言の官そ 梓弓 手に取り持ちて 剣大刀 腰に取り佩き 朝守  
り 夕の守りに 大君の 御門の守り われをおきて 人はあらじ  
と いや立て 思ひし増さる 大君の 御言の幸の 「一は云はく、

「を」聞けば貴み「一は云はく、貴くしあれば」(卷十八・四〇九四)

反歌三首

大夫の心思ほゆ大君の御言の幸を「一は云はく、の」聞けば貴み「一は云はく、貴くしあれば」(卷十八・四〇九五)

大伴の遠つ神祖の奥津城はしるく標立て人の知るべく

(卷十八・四〇九六)

天皇の御代栄えむと東なる陸奥山に黄金花咲く

(卷十八・四〇九七)

天平感宝元年五月十二日に、越中国の守の館にして大伴宿禰家持作れり。

賀陸奥國出金詔書歌一首并短歌

葦原能 美豆保國乎 安麻久太利 之良志賣之家流 須

賣呂伎能 神乃美許等能 御代可佐祢 天乃日嗣等 之

良志久流 伎美能御代とと 之伎麻世流 四方國尔波

山河乎 比呂美安都美等 多弓麻都流 御調寶波 可蘇

倍衣受 都久之毛可祢都 之加礼騰母 吾大王乃 毛呂

比登乎 伊射奈比多麻比 善事乎 波自米多麻比弓 久

我祢可毛 多之氣久安良牟登 於母保之弓 之多奈夜麻

須尔 鷄鳴 東國乃 美知能久乃 小田在山尔 金有等

麻宇之多麻敵礼 御心乎 安吉良米多麻比 天地乃

神安比宇豆奈比 皇御祖乃 御靈多須氣弓 遠代尔 可

と里之許登乎 朕御世尔 安良波之弓安礼婆 御食國波

左可延牟物能等 可牟奈我良 於毛保之賣之弓 毛能

乃布能 八十伴雄乎 麻都呂倍乃 牟氣乃麻尔とと 老

人毛 女童兒毛 之我願 心太良比尔 撫賜 治賜婆

許已乎之母 安夜尔多敷刀美 宇礼之家久 伊余与於母

比弓 大伴乃 遠都神祖乃 其名乎婆 大来目主等 於

比母知弓 都加倍之官 海行者 美都久屍 山行者 草

牟須屍 大皇乃 敝尔許曾死米 可敝里見波 勢自等許

等太豆 大夫乃 伎欲吉彼名乎 伊尔之敝欲 伊麻乃乎

追通尔 奈我佐敝流 於夜乃子等毛曾 大伴等 佐伯乃

氏者 人祖乃 立流辞立 人子者 祖名不絶 大君尔

麻都呂布物能等 伊比都雅流 許等能都可左曾 梓弓

手尔等里母知弓 劔大刀 許之尔等里波伎 安佐麻毛利

由布能麻毛利尔 大王乃 三門乃麻毛利 和礼乎於吉

弓 比等波安良自等 伊夜多氏 於毛比之麻左流 大皇

乃 御言能左吉乃「一云、乎」 聞者貴美「一云、貴久

之安礼婆」

反歌三首

大夫能 許已呂於毛保由 於保伎美能 美許登乃佐吉乎

「一云、能」 聞者多布刀美「一云、貴久之安礼婆」

大伴乃 等保追可牟於夜能 於久都奇波 之流久之米多

弓 比等能之流倍久

〔須賣呂伎能〕 御代佐可延牟等 阿頭麻奈流 美知乃久夜

麻尔 金花佐久

天平感寶元年五月十二日、於二越中國守館一大伴宿祢家持作之。

越中国守であった家持が、天平感宝元年（七四九）五月一二日に詠んだ歌であり、四〇九四番歌は約四八〇首を数える家持歌の中で最も長い長歌作品として知られる。

歌の題にもなっている「陸奥国出金詔書」とは、『続日本紀』宣命第十二詔・第十三詔を指し、当該歌の作歌動機であったことや、歌表現との密接な関係については、先行論文がすでに指摘するところである。<sup>4)</sup>

たとえば、当該歌の冒頭部分における天孫降臨神話を彷彿させる表現は、第十三詔の「高天原ゆ天降り坐しし天皇が御世を始めて、中・今に至るまでに、天皇が御世御世、天日嗣高御座に坐して治め賜ひ恵び賜ひ来る食国天下の業となも、神ながらも念し行さくと宣りたまふ大命を、衆聞きたまへと宣る。」（『続日本紀』天平勝宝元年四月条<sup>5)</sup>）などを踏まえているとみられる。

「皇御祖」「須賣呂伎能神」や「天乃日嗣」などの特徴的な表現がみられ、ことに「天の日嗣」は、『万葉集』中の五例すべてが家持

の長歌であることが特筆される（巻十八・四〇八九、四〇九四※当該歌、四〇九八、巻十九・四二四五、四四六五）。先述の第十三詔や祈年祭祀詞の語彙であり、それを和歌に詠み込んだこと、作歌時期も集中していることから、そこに皇統讚美の明確な意図があると指摘されている。<sup>6)</sup>

「葦原の瑞穂の国」についても、万葉集中で六例（柿本人麻呂の日並皇子挽歌 巻二・一六七、高市皇子挽歌 巻二・一九九、田辺福麻呂歌集の哀弟死去作歌 巻九・一八〇四、作者未詳歌 巻十三・三二二七、作者未詳歌 三二五三、当該歌）しかみられない表現であり、そこには記紀とは異なる神話的世界観が表出されているとみられている。<sup>7)</sup>

ほかにも、作歌時の歴史的な背景についてや、当時の家持の境遇や家持個人の資質について、当該歌の表現や構成について、などさまざまな観点から論じ尽くされた感がある。<sup>8)</sup>

そうした研究蓄積を踏まえつつ、本稿があらためて注目したいのは「賀一歌」と題する意味である。『万葉集』において「賀一歌」という題は三例のみであり、すべて家持関係歌である。

例1 〈天平感宝元年（七四九）年五月十二日〉

賀<sup>9)</sup>陸奥國出<sup>10)</sup>金詔書一歌一首并短歌（※当該歌）

例2 〈天平感宝元（七四九）年六月四日〉

雨降るを賀ける歌一首

わが欲りし雨は降り来ぬかくしあらば言拳せずとも年は栄えむ

右の一首は、同じ月四日に、大伴宿禰家持の作

（卷十八・四二二四）

賀二雨落一歌一首

和我保里之 安米波布里伎奴 可久之安良婆 許登安

氣世受杼母 登思波佐可延牟

右一首、同月四日、大伴宿禰家持作

例3 〈天平勝宝六（七五四）年正月四日〉

六年の正月四日に、氏族の人等の、少納言大伴宿禰家持

の宅に賀集して宴飲せる歌三首

霜の上に霰たばしりいや増しに我は参る来む年の緒長く〔古今

いまだ詳らかならず〕

（卷二十・四二九八）

右の一首は、左兵衛督大伴宿禰千室

六年正月四日、氏族人等、賀集于少納言大伴宿禰

家持之宅一宴飲歌二首

霜上尔 安良礼多婆之里 伊夜麻之尔 安礼波麻為許

牟 年緒奈我久〔古今未詳〕

右一首、左兵衛督大伴宿禰千室

年月はあらたあらたに相見れどあが思ふ君は飽き足らぬかも

〔古今いまだ詳らかならず〕

（卷二十・四二九九）

右の一首は、民部少丞大伴宿禰村上

年月波 安良多ことと 安比美礼騰 安我毛布伎美

波 安伎太良奴可母〔古今未詳〕

右一首、民部少丞大伴宿禰村上

霞立つ春のはじめを今日のごと見むと思へば樂しと思ふ

右の一首は、左京少進大伴宿禰池主（卷二十・四三〇〇）

可須美多都 春初乎 家布能其等 見牟登於毛倍波

多努之等曾毛布

右一首、左京少進大伴宿禰池主

例3については「賀集一歌」とあり、例1・2の「雨落」や「陸奥国出金詔書」を「賀」く（「賀一歌」という題のあり方とは異なり、詠まれた年月日や場所などの作歌状況を説明するいわゆる題詞にあたる。

万葉歌の題について辰巳正明氏は、中国文学との比較をもとに、「一般に文学作品が題を持つという傾向に対して、和歌文学は必ずしも題のもとに詠まれるという傾向にはない」ことを指摘する。それは和歌の特色でもあり、題詞や詞書に成立の事情が説明されることで完結するが、題詞や詞書といわゆる「題」とは本質的に異なる。

るものであり、そうした「題」は『万葉集』では大伴旅人や山上憶良の作品において明確に登場したと指摘した上で、次のように述べられている。

これらの題はあくまでも作家自身が記したものであり、ここに作家の作品に対する明確な思想を読み取ることができ、それは文学に対する新たな自覚であったと言えよう。中国の詩が一般に題を持つ傾向から見たとき、和歌が題を獲得したという問題は、それが中国の詩と等値の文芸作品として成立したことを意味したのである。<sup>(11)</sup>

例1・2の「賀一歌」は、例3のような、いわゆる題詞とは一線を画している。そのことから、家持は当該歌群に対して明確な思想を持って題を付したと考えられ、辰巳氏のいう「中国の詩と等値の文芸作品として成立」させる目論見があったのではなかったかと推察される。

鉄野昌弘氏は、家持が「賀」したのが出金そのものではなく「出金詔書」であったことや、もう一例が「雨落」を「賀」していることに着目し、それほどの「感激」をもたらしたものが「出金詔書」であった、あるいは「出金詔書」に皇位継承間近という公的な情勢を感じとった、<sup>(12)</sup>とみる。<sup>(13)</sup>

しかし、「賀一歌」という題はそれだけでなく、むしろ文学に対する新たな自覚の表れであり、中国の詩と等値の文芸作品としての成立を明確に意図したものであった可能性も考えられるのではなからうか。

和歌の伝統の中で「賀一」という題を見てみると、『古今和歌集』には分類項目としての「賀歌」（巻七）がみえる。そうしたことから、『万葉集』における「賀一歌」も後世の分類概念である「賀歌」と同様にとらえられてきたきらいがある。しかし、『古今和歌集』における「賀歌」と『万葉集』における「賀一歌」とは別物と考えた方がよいのではないか。『古今和歌集』の「賀歌」は次のように定義されている。

卷第七の实例から考えると、「賀歌」とは、人が一定の年齢（四十、五十、六十、七十歳など）に達した時に行う祝いに際して、他人が詠んで贈る歌である。<sup>(14)</sup>

家持の「賀陸奥国出金詔書歌」も「賀雨落歌」も、これにはあてはまらない例であるといえる。

さらに、「部立名を「祝」「祈」などとする古写本もある」といい、「のちの勅撰集ではだいたい「賀」と呼び、祝いの意味が長寿以外まで広がっている」ともある。後世に長寿以外の祝いも含むように

なるとしても、家持の時代にはまだそうした傾向がなかった蓋然性が高い。そうであるとすれば、家持は明確な意図に基づいて、従来にない「賀一歌」という題を付したのではないだろうか。

そこで、例2の「賀雨落歌」についてもあわせてみておきたい。

当該歌は直前の巻十八・四一二二、四一二三番歌に附随するといえる作品である。

天平感宝元年閏五月六日以来、小旱起りて、百姓の

田畝てんま稍さうく凋しやうめる色あり。六月朔日つきたちに至りて、忽たちちに雨雲あまぐも

の気けを見る。仍よりて作れる雲の歌一首〔短歌一絶〕

天皇すめらみの 敷敷きます国の 天あめの下 四方よもの道には 馬うまの蹄つめ い尽つく

す極きはみ 船ふねの舳への い泊はつるまでに 古いにしへよ 今の現いまに 万調よろづ

奉まつる首くびと 作りたる その農なりを 雨降あめらず 日ひの重かさなれば 植

ゑし田たも 蒔まきし畠はたけも 朝あさごとに 凋しやみ枯かれ行く そを見れば

心を痛いたみ 緑みどり児この 乳ちち乞こふがごとく 天あまつ水みづ 仰あふぎてそ待まちつ

あしひきの 山やまのたをりに この見みゆる 天あまの白しろ雲くも 海神わたづみの

沖おきつ宮みや辺へに 立たち渡わたり との曇くもりあひて 雨あめも賜たまはね

(巻十八・四一二二)

### 反歌一首

この見ゆる雲ほびこりてとの曇り雨も降らぬか心足こころひに

右の二首は、六月一日の晩頭ゆふくれに、守大伴宿禰家持かみ作つくれり。

(巻十八・四一二三)

天平感寶元年閏五月六日以来、起小旱、百姓田畝  
稍有凋色也。至于六月朔日、忽見雨雲之氣仍作雲

歌一首〔短歌一絶〕

須賣呂伎能 之伎麻須久尔能 安米能之多 四方能

美知尔波 宇麻乃都米 伊都久須伎波美 布奈乃倍

能 伊波都流麻泥尔 伊尔之敝欲 伊麻乃乎都頭尔

万調 麻都流都可佐等 都久里多流 曾能奈里波

比乎 安米布良受 日能可左奈礼婆 宇惠之田毛

麻吉之波多氣毛 安佐其登尔 之保美可礼由苦 曾

乎見礼婆 許己呂乎伊多美 弥騰里兒能 知許布我

其登久 安麻都美豆 安布藝弓曾麻都 安之比奇能

夜麻能多乎理尔 許能見油流 安麻能之良久母

和多都美能 於枳都美夜敝尔 多知和多里 等能具

毛利安比豆 安米母多麻波祢

反歌一首

許能美由流 久毛保妣許里豆 等能具毛理 安米毛

布良奴可 己許呂太良比尔

右二首、六月一日晩頭、守大伴宿禰家持作之。

雨降るを賀ける歌一首

わが欲ほりし雨は降り来ぬかくしあらば言こと拳あけせずとも年としは栄さかえむ

右の一首は、同じ月四日に、大伴宿禰家持の作

(卷十八・四二二四)

賀雨落歌一首

和我保里之 安米波布里伎奴 可久之安良婆 許登

安氣世受杼母 登思波佐可延牟

右一首、同月四日、大伴宿禰家持作

これらの歌は、天平感宝元年(七四九)閏五月に詠まれており、

時期的に出金詔書歌と連動している。また、ほかに類例のない「賀一歌」と題されていること、「雨落」という万葉集中に類例のない題材を詠むこと、宣命の語彙が詠み込まれていることから、出金詔書歌と似通った作歌意図が想定される。

東茂美氏は当該歌群について、旱禍に関する聖武の詔勅が災異思想と讖緯思想に則った中国文献を色濃く反映していると指摘したうえで、次のように述べられている。

小旱歌は祈雨歌ではあっても、明らかに下雨の予兆を前提にしているふしがあり、彼の記す賀雨落歌の賀とは、ただしく聖徳徳業への讃仰と解するべきであろう。それはかつて、賀陸奥国出金詔書歌に記された「賀」と同意識によってなるものであつて、おざなりにできない表現なのである。<sup>(15)</sup>

そして当該歌が、『詩経』の「雲漢」などを淵源とし、災異・讖緯思想を纏いながら旱災と時雨の歡喜をうたう「喜雨」の詩賦群を踏まえた、いわば擬喜雨賦であったと位置付けた。<sup>(16)</sup>

聖徳徳業への讃仰が「賀一歌」の題を付す意義であり、中国の詩と等値の文芸作品として成立したのだとすれば、出金詔書歌も同様に「賀一歌」と題した意図が重要であるように思われる。

そこで、漢詩文における「賀」題の例をみておきたい。

七五一年に成立した現存する日本最古の漢詩集『懷風藻』には、「賀一」題を持つ詩を二例見出すことができる。<sup>(17)</sup>

五言。五八の年を賀す。

縦賞す青春の日、相期す白髮の年。清生百万の聖、岳土半千の賢。宴を下す当時の宅、雲を披く広楽の天。茲の時尽く清素、何ぞ用いん子雲の玄。  
(刀利宣令 六四番詩)

五言。賀五八年。

縦賞青春日。相期白髮年。清生百万聖。岳土半千賢。

下宴當時宅。披雲広楽天。茲時尽清素。何用子雲玄。

五言。五八の年を賀す宴。

万秋貴戚に長らえ、五八週年を表す。真率前役無く、鳴求愚

賢を一にす。令節黃地を調え、寒風碧天に変わる。已に蠡斯の  
徴に応じ、何ぞ須らく太玄を顧みん。

(伊予連古麻呂 一〇七番詩)

五言。賀五八年宴。

万秋長貴戚。五八表遐年。真率無前役。鳴求一愚賢。

令節調黃地。寒風變碧天。已応蠡斯徴。何須顧太玄。

いずれも四十歳を慶賀する賀算詩で、年・賢・天・玄と同じ韻字  
であり、「何ぞ用いん子雲の玄」(六十四番詩)「何ぞ須らく太玄を  
顧みん」(一〇七番詩)とどちらも「玄」(楊雄『太玄経』)は必要  
ないとしている点でも共通しており、同じ宴席での作とみられてい  
る。賀算の祝いは『論語』為政篇を参考にして行われたと考えられ  
ているが、賀算詩は『懷風藻』にはあるものの東アジアの漢詩に広  
く見られるものではないとも指摘されている<sup>18)</sup>。

ただ、次のような例はみられる。

賀老人星詩

瑞動星光照。化穆月輪重。庶徵符祉錄。將以贊時雍。

(『先秦漢魏晉南北朝詩』北齊詩卷一・邢邵<sup>19)</sup>)

「老人星」を「賀」く詩とあり、題のあり方として当該の例1・

2に類似している。老人星とはりゆうこつ座のカノープスのことである。シリウスに次ぐ明るさを持ち、南半球ではよく見える星であるものの、華北から見ると空のかなり低い位置までしか上らず、しかも赤みを帯びた暗い光となり見え難い星であった。そのことから、これを見た者は長寿に恵まれるとされたようである。

『藝文類聚』には、晋代の「老人星」を「賀」く表が集中して収載されている。

晋傅玄賀老人星表曰。老人星見。揮景光明。聖主壽延。享祚元吉。自天之祐。莫不抃舞。又賀老人星表曰。老人星見。體色光明。嘉占元吉。弘無量之祐。隆克昌之祚。普天同慶。率土含歡。晋下壺賀老人星表曰。陛下聖德應乾。嘉瑞屢臻。玄象垂耀。老人啓徴。萬壽無疆。晋王述慶老人星表曰。老人星見。光色明朗。玄象暉煥。表爾休祥。率土民庶。慶賴罔極。北齊邢子才賀老人星表曰。冥眈未已。靈應猶臻。以某夜老人星見。達旦揚光。經旬未滅。雖三星共色。五老同遊。擬之於此。故無與匹。自非玄風感極。聖敬迴天。何能使休徵祕祉。相尋而至。故以朝夕相趨。史無停筆。

(『藝文類聚』卷第一・天部<sup>20)</sup>)

「表」は臣下から皇帝への上奏文であり、「老人星」が見えたことがいかに慶賀すべきことであつたかがうかがわれる。ただ、いずれ



にせよこれらの「賀」題で示されたのはすべて長寿を言祝ぐ内容であった。

翻って、『万葉集』における家持は、「五八年」や「老人星」ではなく「陸奥国出金詔書」と「雨落」とを言祝いだ。「賀」題の枠組みを用いながら、独自の文芸作品を構築しようとしていた可能性が考えられる。

そのことを踏まえて再度、「賀陸奥国出金詔書歌」について考えたい。

従来指摘されるとおり、宣命第十二詔・第十三詔にみえる文言と家持歌の表現との近似からいって、直接の影響関係にあったことは疑い得ない。たとえば後世に軍歌として転用されたことでも知られる、四〇九四番歌の「海行かば 水浸く屍 山行かば 草生す屍 大君の 辺にこそ死なめ 顧みはせじ」とある部分は、宣命第十三詔の「海行かば みづく屍、山行かば 草むす屍、王のへにこそ死なめ、のどには死なじ」を踏まえているとみられる。

他方で、第十三詔においては仏教と歴代天皇の聖徳のおかげで国内から金が産出したと言及されているが、家持の出金詔書歌においては、仏教的な文言は影をひそめ、皇統讚美とともに「遠都神祖（等保追可牟於夜）」といった当該歌のみに用いられる表現で、大伴氏の祖を詠んでいることが特筆される。

また、「和礼乎於吉豆 比等波安良自等」という表現においても、

大伴氏としての強烈な自負が表現されているといえよう。この表現は『万葉集』中に二例しかなく、先行するのは、山上憶良の「貧窮問答歌一首」（巻五・八九二番歌）であり、家持が憶良歌に学んだと考えるのが穏当であろう。

さらに、短歌にみえる「於久都奇」（四〇九六番歌）とは、墓を意味する語であるが、『万葉集』中七例のうち、家持歌二例のほかはすべて伝説を題材とした歌で用いられている。

過勝鹿真間娘子墓時山部宿祢赤人作歌一首并短歌

（巻三・四三二、四三三）

悲緒未息更作歌五首（巻三・四七四）【家持亡妾歌群第五首】

過葦屋處女墓時作歌一首并短歌（巻九・一八〇一、一八〇二）

詠勝鹿真間娘子歌一首并短歌（巻九・一八〇七）

見菟原處女墓歌一首并短歌（巻九・一八一〇）

賀陸奥國出金詔書歌一首并短歌（巻十八・四〇九六）【当該歌】

追同處女墓歌一首并短歌（巻十九・四二一一）

「遠つ神祖」の墓であることから伝説歌的な表現を用いたとしても矛盾はしないが、巻三・四七四番歌の亡妻挽歌については少々異例とも思われる。そのような歌語を選択した家持の意図は、「悲緒未息更作歌」という題にも現れていると考えられる。たとえば、謝

靈運「長歌行」に「覽物起悲緒、顧己識憂端。」とあるように、「悲緒」は中国詩文における語彙であり、家持にとつては取り入れるべき歌の題材であったとみられる。

しばしば指摘されるように、家持は中国文学に造詣が深く、歌友であった大伴池主との贈答歌群（卷十七・三九六五～三九六八）において、短歌を「倭詩」と意義付けていたことも周知のとおりである。

こうしたことから、大伴家持は越中多作期において「陸奥国出金詔書」や「雨落」を材として「賀」くと題し、天皇の聖徳を顕彰しつつ、「我をおきて人はあらじ」と強烈な自負心を表現してみせ、いわば中国文学を咀嚼したうえでの新たな文化を創出しようとしたと考えられる。

### 三 出金詔書歌の海外における享受

時代は下って、一九世紀のヨーロッパではじめて紹介された万葉歌が前掲の家持の出金詔書歌でもあった。<sup>21)</sup>

当時はジャポニスム（日本趣味）が一大潮流をなしており、一般的には美術工芸品を中心に語られることが多いが、あわせて文学における動向も注目される。主な関連事項を年表にすると次のようになる。<sup>22)</sup>

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| 13世紀末頃 | マルコポーロ『東方見聞録』                |
| 1546   | (天文一五) ポルトガルとの交易             |
| 1582   | (天正一〇) 天正遣欧少年使節団             |
| 1592   | (文祿元) ワーヘナール『航海宝鑑』           |
| 1596   | (慶長元) リンスホーテン『東方案内記』         |
| 1610   | (慶長一五) ノールト『世界一周紀行』          |
| 1613   | (慶長一八) 慶長遣欧使節団               |
| 1621   | (元和七) ダヴィテイ『世界帝国誌』※「日本王国志」掲載 |
| 1641   | (寛永一八) オランダ東インド会社を出島へ移す      |
| 1645   | (正保元) カロン『日本大王国志』            |
| 1676   | (延宝四) ストライス『三大旅行記』           |
|        | スハウテン『東インド紀行』                |
| 1727   | (享保一二) ケンペル『日本誌』             |
| 1820   | (文政三) テイチング『幕府治下見聞奇聞録』       |
| 1826   | (文政九) シーボルトが葛飾北齋に作品を依頼       |
| 1830   | (天保元) シーボルトが『萬葉拾穂抄』を船載し帰国    |
| 1834   | (天保五) テイチング／クラブロート『日本王代一覽』   |
| 1853   | (嘉永六) 黒船来航                   |
| 1854   | (安政元) 日米和親条約                 |
| 1858   | (安政五) 日仏修好通商条約               |
| 1862   | (文久二) ロンドン万国博覧会（文久遣欧使節団）     |

- 1866 (慶応元) マネ『エミール・ゾラの肖像』
- 1867 (慶応三) パリ万国博覧会(幕府・薩摩藩・佐賀藩)  
【大政奉還】
- 1868 (明治元) 「明治」改元、「江戸」を「東京」に改称
- 1871 (明治四) ロニー『詩歌撰葉』
- ミットフォード『昔の日本の物語』
- 1872 (明治五) プフィッツマイヤー『万葉集の詩』
- 1873 (明治六) ウイーン万国博覧会(日本初公式参加)
- 1876 (明治九) モネ『ラ・ジャポネーズ』
- 1880 (明治一三) チェンバレン『日本人の古典詩歌』
- 1883 (明治一六) チェンバレン『古事記』
- 1885 (明治一八) ブラウンス『日本の昔話と伝説』
- ギルバート&サリバン『ミカド』
- ※ちりめん本(欧文挿絵本)の刊行開始
- 1887 (明治二〇) ゴッホ『花魁』
- 1894 (明治二七) フローレンツ『東の国からの詩の挨拶』
- 1896 (明治二九) アストン『日本書紀』
- ゴンクール『北斎』
- 1898 (明治三一) 岡崎遠光『万葉集―美的研究―』(独語)
- 1904 (明治二七) プッチーニ『蝶々夫人』

一八五四年の開国後に日本文化が欧米に紹介されジャポニスムが隆盛したといわれるが、少なくとも日本との交易が始まった十六世紀には、欧州の一部の人々の間に貿易相手としての日本の情報もたらされていたことが確認されており、日本語の書籍については、十七世紀初めに平戸のイギリス商館関係者が持ち帰ったのがもっとも早い例であると指摘されている。<sup>24)</sup>

絵画や美術工芸品とは違い、文学の享受には言語の壁が立ちほだかるが、一八二〇年にはテイチングが『幕府治下見聞奇聞録』において『万葉集』と『古今集』に言及し<sup>25)</sup>、一八三〇年にシーボルトが『萬葉拾穂抄』(一六八六年刊)を舶載して帰国の途につき<sup>26)</sup>、一八三四年にパリで刊行されたテイチング訳・クラプロート註によるフランス語訳『日本王代一覽』で万葉歌が初めて欧米に紹介されている。ドイツ語では、一八五一年にプフィッツマイヤーによる『日本古代詩の研究』が刊行された。いずれも黒船来航以前のことであり、すでに貿易相手国の情報を得る目的だけでは片付けられない、異文化への関心の高まりがうかがえる。

フランス語訳『日本王代一覽』(一八三四年)は、在日オランダ商館長であったテイチング(一七四五―一八一二年)が、林鷺峯の『日本王代一覽』(一六五二年)をオランダ通詞の本木良永や吉雄幸作らの助力を得て翻訳しオランダに持ち帰ったものを、テイチングの没後に、ドイツの東洋学者ユリウス・クラプロート(一七八三

（一八三五年）が、神話や以降の歴史を付加してフランス語に翻訳し刊行したものとされる。本書がフランス国内で紹介されたことにより、同国内での日本歴史の理解度が増進し、のちの世代のレオン・ド・ロニーらの日本研究に寄与したといわれる<sup>(27)</sup>。

原著である『日本王代一覽』は、神武天皇から正親町天皇までの一〇七代にわたる天皇の主な事跡について記した書物である。その孝謙天皇条には次のような記事がみえる。

四年四月大佛開眼供養<sup>カイゼンケツキヤウ</sup>。天皇東大寺へ行幸ス百官供奉其儀式元

日ニ同シ 天皇寺ヨリ皈ル時。大納言藤原ノ仲麻呂ガ田村ノ家

ニ入給ヒテ。其處ヲ御在所トセラル。仲麻呂寵臣タル故ナリ<sup>(28)</sup>

孝謙天皇代の天平勝宝四年四月に大仏開眼供養があったこと、その際に天皇は東大寺へ行幸し百官が供奉して元日同様の儀式が執り行われたこと、その帰途に藤原仲麻呂邸に寄り御在所としたことが記され、それは仲麻呂が寵臣であった故だと記している。『続日本紀』巻第十八の天平勝宝四年四月条を要約した内容に、藤原仲麻呂が寵臣であったから天皇が御在所としたのだという解釈を加えたかたちである。

当該箇所について、フランス語訳版では次のように紹介している。

Le 4<sup>e</sup> mois de la 4e année(752), eut lieu l'inspiration<sup>2</sup> de l'image du Dai Bouts, auquel on offrit un banquet. A cette occasion, l'impératrice alla au temple Tōdaisi, accompagnée d'une pomme égale à celle qui est en usage au jour de l'an. A son retour, elle visita le Dainagon Fousiwarano Naka maro (Theng yuan Tchoung ma liu). Par estime pour sa personne et en récompense de ses bons services, elle resta pendant quelque temps chez lui.<sup>(29)</sup>

内容をそのまま翻訳する中で、天平勝宝四年が西暦七五二年に該当することや、「藤原仲麻呂」の中国語発音を加えられている。

さらに、脚注において、次のように『万葉集』と家持の万葉歌について触れられている（傍線は筆者による）。

On lit dans le Manyo zio (Wan ye tsy), quiest un recueil d'anciens poèmes par Tutsi bana no Moroyè (Kiu tchou hioung):

Le 12<sup>e</sup> jour de la 5<sup>e</sup> lune de la 21<sup>e</sup> des années Ten pe, le prince de Yetsiou, pour complimenter le Dairi sur la découverte de l'or, fit les vers

suivans :

So e me ro ghi

Ni mi o sa ki yen to

A zou ma na ro

Moutsu-no kou yama ni

Ka ga ne fana sako.

「Manyo zio」（万葉集）が「Tutsi bana no Moroye」（橘諸兄）による歌集であり、その中で天平二十一年五月十二日に金が発見されたことが知らされたことを契機に詠まれた歌として、歌一首が紹介されている。ここに記されている歌は、大伴家持による出金詔書歌の第三反歌であるとみられる。次に再掲しておく。

天皇の御代栄えむと東なる陸奥山に黄金花咲く

（卷十八・四〇九七）

スメロキノが「So e me ro ghi / Ni」シヨサカエムトが「mi o sa ki yen to」、アヅマナルが「A zou ma na ro」、シチノクヤマニが「Moutsu-no kou yama ni」、クガネハナサクが「Ka ga ne fana sako」と対応している。現代からみると奇妙な発音といわざるを得ず、このことは、書籍等からの引用ではなく、口承による歌を聞き記したことを示しているのではないかと思われる。

同書がオランダ語訳され、さらにフランス語訳された際の主眼は日本の歴史を紹介することにあつたと思われる中で、テイチングクラブプロトかが原著にはなかった家持歌を加えたことになる。その真意は判然としないものの、口承による和歌の発音を記したとすれば、日本語の発音や和歌という文学形式に対する関心が高かった可能性が考えられる。

コーニツキー氏前掲書に拠れば、クラブプロトは語学の天才であり、独学で中国語に通じ、来日歴はないものの、イルクーツクで日本語を教えていた新蔵という日本人に日本語を学んだという。新蔵は大黒屋光太夫の同僚水夫で、ともにロシアに漂着した後、ロシア正教に改宗し当地に家族を得て永住した人物とある。クラブプロトが記した奇妙な家持歌は、新蔵が暗唱していた歌をクラブプロトが耳で聞こえたとおりに記したものでなかったか。

また、『万葉集』について「Manyo zio」と表記し、*wa* *yo* *tsy*（「Wan ye tsvy」）とあり、同じ文字列を中国語発音でも記したとみられることから、東洋の言語への興味関心が極めて高かった様子が見られる。

『万葉集』において、当該歌の左注には「天平感宝元年五月十二日に、越中国の守の館にして大伴宿禰家持作れり」とあつた。クラブプロトによるフランス語訳版では、五月十二日という日付は同じものの天平二十一年と説明されている点で、『万葉集』の記述に基

づいていないことは明らかである。

新蔵が『万葉集』を読んで当該歌を暗唱していたのか、という疑問もあるだろう。筆者はむしろ『大和名所図会』（一七九一年）等で知り得た知識ではなかったかと想像する。

『大和名所図会』における当該箇所は次のとおりである。

又舎那の大像を金色となすべき黄金をあつめさせたまふに、本朝いまだ黄金なし。御門和州金峯山の金剛蔵王に祈りて、かの山の黄金を得て箔のたすけとせよと、良弁僧正勅を蒙り、丹誠に祈りしかば、蔵王の御告あり、その靈瑞にまかせ、近江國瀬多里に行きしが、老翁石上に釣たる、あり。（中略）

いくほどなくして天平二十一年二月、奥州よりはじめて黄金を奉りしかば、帝叡感まし／＼て、同四月に改元あり、天平感宝元年と号す。後に感を勝と改む。（続日本紀）。此時よめる歌。

### 萬葉

すべらきの御代さかえんとあづまなる陸奥山にこがね花咲く  
家持

（『大和名所図会』卷一）<sup>(30)</sup>

金峯山の金剛蔵王に祈り、中略箇所では石山寺について触れる。

こうした言説は、少なくとも十七世紀に刊行された林宗甫『大和名所記（和州旧蹟幽考）』を踏襲していることが確認できる。同書第二巻の添上郡「東大寺」の項に同様の記述があり、同じように大伴家持の出金詔書歌第三反歌のみが単独で紹介されている。そうした近世における東大寺の大仏開眼会への知識が、フランス語訳『日本王代一覽』にも反映されたのではなかったか。「天平二十一年」という年号が登場する点でも、フランス語版に何らかの影響を与えた可能性が考えられる。

ただし、「五月十二日」に詠んだ歌であるという情報は『大和名所記（和州旧蹟幽考）』にも『大和名所図会』にもない。

もう一つ注目されるのは、フランス語訳版の注に『万葉集』の編者として橘諸兄の名が記されている点である。『栄花物語』（十一世紀頃）「月の宴」の巻などに基づいて提唱されていた説であり、最初の全歌注釈書であった北村季吟『萬葉拾穂抄』（一六九〇年刊）でも、『古来風体抄』（一一九七年）の記述などを踏まえつつ支持されていた。

『萬葉拾穂抄』といえは、先述のとおりフランス語版が刊行される四年前にシーボルトが持ち帰った書である。同書はライデン大学の蔵書となった時点で表紙に「橘諸兄公集」と記されていたとみられる。<sup>(31)</sup> 全歌の注釈書であり、題詞や左注の内容も掲載されていることから、家持歌が「五月十二日」に詠まれたことを知る手がかりに

なった可能性はあると思われる。

これらを総合的に考えれば、クラブプロトが水夫であった新造の口ずさんだ万葉歌を、東洋の言語への興味関心の高さから耳で聞いたままの音として記録し、一方で自らが知り得た『万葉集』の知識を付加して注を記したのではなかったかと想像する。そうであるとすれば、これもまた、『万葉集』から派生した一種の文化的な創造であったといえよう。

以上はクラブプロトがどのような機会に『万葉集』の知識を得られたかなど、論拠に欠ける点がいまだ多々あるが、一応の仮説として提示しておきたい。

なお、フランス語版『日本王代一覽』には「孝謙天皇」「天平勝寶」などの漢字の使用が認められるが、ひらがなは見出せない。十五世紀以降の欧米の印刷技術は金属活字を主体としており、この当時、パリの出版社が清国等から漢字の活字を入手することはできても、まだひらがなの活字は入手できなかったものと思われる。

#### 四 おわりに

古代日本において、大伴家持が中国文化に根ざした中国文学を咀嚼し創造した新しい文芸作品としての「賀陸奥国出金詔書歌」は、時を隔てて江戸時代には第三反歌のみが東大寺の大仏改元会時の歌

として人口に膾炙していたとみられる。それはさらに十九世紀のパリにおいて、クラブプロト訳『日本王代一覽』の注というかたちで新たな文化的創造物として結実した。

十九世紀の代表的な日本学者によって『万葉集』が翻訳された際に共通していたのは、欧米とは異なる形式を持つ詩歌の伝統に日本文化の特徴を見出していた点であった。なかでも『万葉集』に並々ならぬ興味を抱き、後世の詩歌も紹介するものの多くのページを万葉歌に割く傾向が認められる。<sup>33</sup> プフィツマイヤー『万葉集の詩』(一八七二年、ドイツ語)に至っては、『万葉集』のみの抄訳本であった。また、チェンバレンが『万葉集』と『古今和歌集』と「謡曲」からなる『日本人の古典詩歌』(一八八〇年)を刊行した後に、『古事記』(一八八三年)も翻訳出版したことは周知のとおりである。アストンの『日本書紀』(一八九六年)とともに、初期の記紀の英訳本として現在でも有益である。

これらはただ過去のあるいは海彼における問題ではなく、日本語を母語とする現代の研究者にとっても根源的な問題を投げかけている。翻訳とは、異文化に根ざした異言語をいかに伝えるかという困難に立ち向かう行為であり、そこには常に元の作品と同一ではなく、単なる逐語訳でもなく、いわば第三のまったく新しい文学作品が生まれ出ることになる。それは文化的な創造であるといっても過言ではなく、古代日本における大伴家持の「賀陸奥国出金詔書歌」もま

た同様であったと考える。現象としては個人の営為として発現したが、古代と近代というともに日本文化が外国文化と大規模に接することとなった時代に、両文化の対比をとおして価値観の転換がもたらされた結果であったともいえるだろう。

## 注

① 七十八年生まれ。生年は『公卿補任』天応元年(七八一)に「六十四歳とあることに拠る。ほかに七十六年、七十七年説などもある。

② 明治元年(一八六八)から数えて一五〇年目に該当することによる内閣府主導の施策の一環。当館では二〇一八年八月五日にシンポジウム「文学におけるジャポニズム」を開催し、学習院大学教授の加藤耕義氏に「日本の昔話・伝説・神話の明治期ドイツ語訳―ダーフィット・ブラウンス『日本の昔話と伝説』(1885)―」、明治学院大学教授のマイケル・ワトソン氏に「明治時代の『平家物語』の外国語訳」と題して基調報告をいただき、筆者が進行役を務めて『万葉集』の翻訳事例にも触れつつディスカッションをおこなった。

③ 『万葉集』は原則として、中西進編『万葉集 全訳注原文付』(講談社、一九七八年)に拠る。

④ 伊藤博「家持の芸―預作讃歌をめぐる―」『万葉集の表現と方法(下)』、小野寛「家持と陸奥国出金詔書歌」『大伴家持研究』、川口常孝「黄金出土の詔書を賀く歌」『大伴家持』針原孝之「吉野讃歌」『越路の家持』、菊池威雄「天平の時代思潮と出金詔―家持の賀出金詔書歌の序説として―」(『美夫君志』第四十八号、一九九四年三月)、同「寿歌の変容―賀陸奥国出金詔書歌―」(『美夫君志』第

四十九号、一九九四年十月)、など

⑤ 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『新日本古典文学大系14 続日本紀三』岩波書店、一九九二年

⑥ 小野寛「陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌」『万葉集を学ぶ(第八集)』(有斐閣、一九七八年)、「家持の皇統讃美の表現―『あまのひつぎ』―」『大伴家持研究』(笠間書院、一九八〇年)、辰巳正明「天の日嗣と天皇神学」『折口信夫 東アジア文化と日本学の成立』(笠間書院、二〇〇七年)、など

⑦ 遠山一郎「天皇神話の到達点」『天皇神話の形成と万葉集』(塙書房、一九九八年)、青木周平「葦原水穂国から葦原中国へ」『記紀・風土記論究』(おうふう、二〇〇九年)、など

⑧ 山本健吉「大伴家持」(筑摩書房、一九七一年)、上田正昭「大伴の門と家持」(『国文学』第二一卷五号、一九七六年)、多田一臣「陸奥国出金詔書歌と家持」(『大伴家持―古代和歌表現の基層―』一九九四年)、など

⑨ 川上富吉「大伴家持の系図意識」(『白路』一九一二号、一九六四年)、山本健吉「大伴家持」(筑摩書房、一九七一年)、北山茂夫「大伴家持」(平凡社、一九七一年)、市瀬雅之「天平感宝元年四月一日の聖武天皇―「賀陸奥国出金詔書歌」の成立背景として―」(『高岡市万葉歴史館紀要』第六号、一九九六年三月)、同「天平感宝元年五月十二日の家持―「賀陸奥国出金詔書歌」の成立―」(『中京国文学』第十五号、一九九六年三月)、など

⑩ 鉄野昌弘「賀陸奥国出金詔書歌」論」(『萬葉』第百五十五号、一九九五年十一月)、廣川晶輝「陸奥国出金詔書を賀く歌」(『万葉歌人大伴家持―作品とその方法』北海道大学図書刊行会、二〇〇三年)、など

⑪ 辰巳正明「万葉集と主題論」『万葉集と中国文学』笠間書院、一九



八七年

- (12) 鉄野昌弘「『賀陸奥国出金詔書歌』論」『萬葉』第百五十五号、一九九五年
- (13) 鉄野昌弘「陸奥国出金詔書を賀く歌」『セミナー万葉の歌人と作品』第八卷 大伴家持(一)』和泉書院、二〇〇二年
- (14) 卷第七部立名「賀歌」頭注／小沢正夫・松田成徳校注訳『新編日本古典文学全集11 古今和歌集』(小学館、一九九四年)
- (15) 東茂美「家持の北越小早歌その周辺」『九州大谷国文』二〇号、一九九一年
- 佐藤隆「雨乞いの歌、落雨を賀く歌」(『セミナー万葉の歌人と作品』第九卷 大伴家持(二)』和泉書院、二〇〇三年)、など
- (16) 東茂美「大伴家持の喜雨賦」『国語と教育』(長崎大学)第十六号、一九九一年
- (17) 『懐風藻』は原則として、辰巳正明『懐風藻全注釈』(笠間書院、二〇一二年)に拠る。
- (18) 辰巳前掲書、一〇七番詩【解説】
- (19) 速欽立輯校『先秦漢魏晋南北朝詩』(下卷) 中華書局出版、一九八三年
- (20) 歐陽詢撰・汪紹楹校『藝文類聚』中華書局出版、一九六五年
- (21) 佐佐木信綱『萬葉集事典』(平凡社、一九五六年)
- (22) 第5回当館主宰共同研究「海外における記紀万葉の受容に関する比較研究―翻訳にあらわれる日本文学の特色について―」の成果を基に、クレインス・フレデリック『十七世紀のオランダ人が見た日本』(臨川書店、二〇一〇年)および「京都外国語大学付属図書館貴重書デジタルアーカイブ」のデータを加えて作成。
- (23) クレインス・フレデリック前掲書
- (24) ピーター・コーニツキー『海を渡った日本書籍―ヨーロッパへ、

そして幕末・明治のロンドンで』平凡社、二〇一八年

- (25) Izac TITSINGH, Mémoires et Anecdotes sur la dynastie Nigante des Djougous, souverains du Japon, Paris, 1820
- (26) 人間文化研究機構国文学研究資料館編『シーボルト日本書籍コレクション』現存書目録と研究』勉成出版、二〇一四年
- (27) 京都外国語大学平成二十年度稀観書展示会「フランス人による日本論の源流をたどって―日仏交流一五〇周年記念稀観書展示会―」展示目録
- (28) 林鶯峰『日本王代一覽』第二卷孝謙天皇条、一六五二年
- (29) Izac TITSINGH, M.J.KLAPROTH, Nippono daïtisi ran. au Annales des Empereurs du Japon, Paris, 1834.
- (30) 秋里籬島著・竹原春朝扇画『大和名所図会』一七九一年／翻刻は、原田幹校訂『大和名所図会』(日本資料刊行会、一九七六年)に拠った。
- (31) 佐佐木信綱「欧州へ舶載された最初の萬葉集」『國文學の文獻學的研究』岩波書店、一九三五年
- (32) 水野雅生『プリンティングカルチャー』雄松堂書店、一九九三年
- (33) 拙稿「『萬葉集』と欧文挿絵本―その今日的意義について―」(『萬葉古代学研究所年報』第八号、二〇一〇年三月)、「第5回萬葉文化館主宰共同研究「海外における記紀万葉の受容に関する比較研究―翻訳にあらわれる日本文学の特色について―」概要報告」(『萬葉古代学研究年報』第十五号、二〇一七年三月)、など